

- 1943(昭和18)年 学徒出陣
- 1945(昭和20)年 ポツダム宣言受諾／降伏文書調印
- 1946(昭和21)年 日本国憲法公布
- 1947(昭和22)年 教育基本法・学校教育法公布
- 1949(昭和24)年 湯川秀樹博士がノーベル物理学賞受賞
- 1950(昭和25)年 朝鮮戦争始まる



昭和20年3月、国民館・グートル・モンペ姿の卒業記念写真

戦争末期の卒業式

昭和20年3月26日、戦争中の最後の卒業式が行われた。そのときの卒業式次第

1. 一同着席
2. 一同起立
3. 校旗入場
4. 一同敬礼
5. 宮城遥拝
6. 国歌奉唱
7. 勸語奉読
8. 勸語奉答歌
9. 祈念
10. 卒業証書授与
11. 学校長式辞
12. 知事告辞
13. 市長祝辞
14. 来賓祝辞
15. 卒業生総代答辞
16. 唱歌・卒業の歌
17. 校歌
18. 一同敬礼
19. 校旗退場
20. 一同退場

卒業式と前後して、合唱等が在校生・卒業生によって演じられていたのであるが、この送別学芸会は昭和18年3月で中止となり、「従来ノ送別会ニ代ルモノ」として「報国団退団式」が行われた。「報国団退団式次第」は次のようなものであった。

1. 一同敬礼
2. 君が代
3. 青少年学徒ニ賜リタル勸語奉読
4. 祈念
5. 団長訓示
6. 在校生総代送別ノ辞
7. 退団者答辞
8. 闘兵分列式
9. 校歌
10. 萬歳三唱
11. 一同敬礼

神奈川新聞〈昭和24年4月7日〉より

社説 鎌高問題

「赤い先生」の追放問題で、鎌倉市立高等学校は、紛争をつまづいていない。それがたゞ、つたものと見え、新入学歴者は、わずかに十九名、しかも入学式当日の入学者が九名にすぎず、あるいは開校となるかも知れぬとさえいわれている。

今日では市長に解雇権がないから、市長が「赤い先生」を追放したいと希望することは、権力の発動といへないが、一つの政党や一つの思想を不利ならしめる目的で、権力の発動が行われるということ、憲法第十五條の平等の原則に反する。この反面追放派の父兄が請願書中に訴えている「先生は教育について中立を守るべきである」という東京軍政部の説がある。懇話教育委員会が市長の提訴をどうさばるか。懇話委の悩みはここにあるであろう。

いま便宜上、これを「赤い先生」ではなく、一般の先生に例をとつてみたい。A先生は民自党、B先生は民主党、C先生は社会党とそれぞれの政党であったとする。これらの政党は、いずれも父兄や社会から問題視されてはいないが、自分の属している政党の党勢拡張を校内で行ったならば、その結果は一体どうなるであろうか。これが激化した場合、必然的に先生間に対立が生じ、分裂が生ずる。この空気が授業に反映しないということはない。

先徒は、朝に保守政党の健全性、社会主義の危険性を教えられ、夕べには保守政党の反動性、社会主義の進歩性を説かれるとき、はたしてその去就に迷わないであろうか。憲法の第十五條は、たしかに正しい。他人の自由を拘束し、阻害する思想でないかぎり、われわれは、自ら求める場所ならば、保守的であるとは進歩的であると急進的であるとは、わがら、自由思想し得るのである。けれどもこの思想の自由にも、おのずから限界があるまい。特定の政党、思想結社に属さない学校や司法官、警察官などにあっては、思想の中立、政党の中立は、遵守されなければならぬ條件である。これは、その人が意識的に自己の思想的見解をもつて教育し、あるいは事件を審理する危険があるからではない。思想は、体臭のごとく、たとえ本人が意識しない場合にも、おのずかにじみ出るものであつて、それが関係する事柄に反映するものだからである。社会は花園を踏み躪すものには、黒であろうと赤であろうと組みしな

背景：(1) 3月25日に鎌倉市議会は、同盟休校にかかわったとされる3教員を教壇から追放するよう、人事権をもつ県教育委員会に対して要請している。

(2) 4月11日に県教育委員会は小出校長の休職と1教員の追放を決定した。

注釈：「赤い先生」-同盟休校にかかわったとされる急進的な教員